

令和元年度教育におけるアバター活用促進事業委託業務企画提案競技募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和元年度教育におけるアバター活用促進事業委託業務

(2) 目的

県内の小学校等が実施する社会見学授業においては、時間や距離等の制約により、見学する場所が固定、限定されてしまっている現状がある。他方で、近年の科学技術の発達により、遠隔操作で移動とコミュニケーションを可能とするロボット（以下「アバター」という。）等の開発も行われている。そこで、当該アバターを上記課題の解決手段として活用することにより、時間や距離等の壁を超えた遠隔的な社会見学等を実施し、その効果を検証する。また、併せて、教育分野におけるその他の課題についても、アバターを活用した解決方法がないか調査、検討する。

(3) 業務内容

別添「令和元年度教育におけるアバター活用促進事業委託業務仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(5) 限度額

2,047千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

(3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

(4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

(6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

(1) 募集期間

令和元年11月15日から令和元年11月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

以下の書類を各1部ずつ提出するものとする。サイズはA4サイズとする。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 会社（団体）概要（様式3）
- ④ 実施体制（様式4）
- ⑤ 事業費積算書（様式5）
- ⑥ 誓約書（様式6）

(2) 提出方法

下記提出先へ直接持参または簡易書留郵便のいずれかに限る。

※メールでの受付は行わない。

郵送の場合は令和元年11月22日（金曜日）午後5時15分必着

(3) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館7階）
大分県商工観光労働部情報政策課IT戦略推進班

(4) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出すること。

4. 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査委員会で審査し、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査基準

- ・事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。
- ・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。
- ・企画提案内容の実現性はあるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。

5. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問票（様式7）」により、Eメールにて令和元年11月20日午後5時までに照会してください。なお、Eメール送信した後、その旨を大分県商工観光労働部情報政策課IT戦略推進班（TEL：097-506-2062）へ、電話にてご連絡ください。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内に、大分県ホームページに掲載します。

（1）質問提出先：大分県商工観光労働部情報政策課IT戦略推進班

E-mail：kudo-soichiro@pref.oita.lg.jp

（2）回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・情報政策課

6. その他

- （1）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- （2）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- （3）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- （5）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- （6）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- （7）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課IT戦略推進班（担当：工藤）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2062

FAX 097-506-1728

メール a14150@pref.oita.lg.jp